

青森県報

第二千二百五十八号

平成十五年
十一月二十八日
(金曜日)

目次

告 示

| | | | | |
|----------------------------|-------|--------------|---|---|
| 結核予防法による医療機関の指定 | …………… | (健康医療課) | … | 一 |
| 公有水面埋立ての免許の出願の要領 | …………… | (漁港漁場整備課) | … | 一 |
| 道路の区域の変更 | …………… | (道路課) | … | 二 |
| 道路の供用の開始 | …………… | (同) | … | 三 |
| 海岸保全区域の指定の一部改正 | …………… | (河川砂防課) | … | 四 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定 | …………… | (同) | … | 四 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正 | …………… | (同) | … | 五 |
| 右 同 | …………… | (同) | … | 五 |
| 都市計画事業計画の変更認可 | …………… | (都市計画課) | … | 六 |
| 公 告 | …………… | | | |
| 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告 | …………… | (文化・スポーツ振興課) | … | 六 |
| 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する | …………… | (同) | … | 六 |
| 同法第十条第二項の規定による公告 | …………… | (同) | … | 六 |
| 地籍調査の成果の認証 | …………… | (農村整備課) | … | 七 |
| 尻屋岬港臨港地区の決定 | …………… | (港湾空港課) | … | 七 |
| 選挙管理委員会 | …………… | | | |
| 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程 | …………… | (事務局) | … | 八 |
| 公安委員会 | …………… | | | |

型式の検定適合遊技機…………… (生活安全課) …… 一〇

雑 報

みちのく有料道路、青森中央大橋有料道路及び青森空港有料道路の身体障害者特別割引措置の変更…………… (道路公社) …… 一〇
第二みちのく有料道路の身体障害者特別割引措置の変更…………… (同) …… 一一

正 誤

平成十五年九月十九日定例告示中…………… (林政課) …… 一三

告 示

青森県告示第七百四十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|--------|-------------|------------|
| 片桐内科医院 | 青森市浪打二丁目一の一 | 平成十五年一〇・一〇 |

青森県告示第七百四十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十五年十一月十七日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、蓬田村役場に備え

置いて縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇の三七から一四〇の一八に至る地先公有

水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地
点を結ぶ平成十二年一月二十九日付け青森県指令第三〇七号でしゅん功認可され
た埋立地と公有水面との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルによ
り決定）により囲まれた区域

の地点 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二一七に設置された蓬田漁港原点から
八二度二〇分一七・一五メートルの地点

の地点 の地点から三五二度〇二分八五・〇四メートルの地点

の地点 の地点から八三度三五分一六四・三〇メートルの地点

の地点 の地点から一七三度三五分八五・〇〇メートルの地点

3 面積

一三、八六八・四一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇の二九から一四〇の一八に至る地先公有

水面

2 区域

次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とエの地
点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二一七に設置された蓬田漁港原点から
八二度二〇分一七・一五メートルの地点

イの地点 アの地点から三五二度〇二分九〇・三四メートルの地点

ウの地点 イの地点から八三度三五分一七二・二四メートルの地点

エの地点 ウの地点から一七三度三五分九〇・三〇メートルの地点

3 面積

一五、四四四・三五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第七百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年十二月二十七日まで青森県国土
備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | | | |
|-------------|----------------------------|-----------|-------------------------------------|-------|--------|-------|-------|----|
| 1 | 図面番号 | 道路種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
| | 県道 | 弘前環状線 | 弘前市大字中崎字苅田三五八の一から 弘前市大字中崎字苅田無番まで | | | | | |
| 後 | 前 | 後 | 前 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 | | |
| 四二・七〇メートルまで | 二七・五〇メートルから 二四・二〇メートルまで | 八七・八〇メートル | 八七・八〇メートル | | | | | |

青森県告示第七百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年十二月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 5 | 4 | 3 | 2 | 路線名 | | 供用開始の区間 | | の供用開始日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------------|-------------|------------|--|--|--|---|--|--|---|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|------------|
| | | | | 後 | 前 | 後 | 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県道 鶴ヶ坂千刈線 | 県道 名川階上線 | 県道 再賀木造線 | 県道 弘前柏線 | 青森市大字戸門字土筆山二四の一から 青森市大字新城字山田二二の二三まで | 三戸郡階上町大字晴山沢字小沢三三の九から 三戸郡階上町大字晴山沢字天満下一の一まで | 三戸郡階上町大字田代字横窪一五の一から 三戸郡階上町大字田代字下田代一の一まで | 三戸郡南郷村大字島守字ケト森五の一〇七から 三戸郡階上町大字田代字下田代一六まで | 西津軽郡木造町大字蓮川字玉川八の二から 西津軽郡木造町大字蓮川字早実一の四まで | 北津軽郡鶴田町大字木筒字中柳川八八の一から 北津軽郡鶴田町大字木筒字下柳川一七まで | 北津軽郡鶴田町大字木筒字上柳川四三の九から 西津軽郡柏村大字桑野木田字米本二の一 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 四七・六〇メートルから | 一〇・七〇メートルまで | 六一・五〇メートルから | 六一・五〇メートルまで | 二五・五〇メートルから | 五七・五〇メートルまで | 五七・五〇メートルまで | 五九・五〇メートルから | 九・二〇メートルから | 三〇・八〇メートルから | 四八・五〇メートルまで | 一七・五〇メートルから | 一七・五〇メートルまで | 一七・五〇メートルから | 一七・五〇メートルまで | 一七・五〇メートルから | 一七・五〇メートルまで | 三七五・〇〇メートル | 三六九・〇〇メートル | 六三一・〇〇メートル | 六三一・〇〇メートル | 三五四・〇〇メートル | 一、三二〇・〇〇メートル | 一、三二〇・〇〇メートル | 一、〇六三・〇〇メートル | 一四五・一〇メートル | 四八一・〇〇メートル | 七九三・七〇メートル |

| 路線名 | 供用開始の区間 | の供用開始日 |
|---------|--|-----------|
| 弘前環状線 | 弘前市大字中崎字苅田三五八の一から 弘前市大字中崎字苅田無番まで | 平成一五・一・二六 |
| 弘前柏線 | 北津軽郡鶴田町大字木筒字中柳川八八の一か ら西津軽郡柏村大字桑野木田字米津九九の二ま で | 一五・一・二一 |
| 弘前岳鱒ヶ沢線 | 西津軽郡鱒ヶ沢町大字浜横沢町字野宮一〇三 から | 一五・一・二五 |

青森県告示第七百五十号

昭和四十八年五月二十六日青森県告示第三百七十七号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

表中陸奥湾沿岸大間海岸奥戸地区海岸の頂を次のように改める。

| | | | |
|-----|----|----|---|
| 陸奥湾 | 大間 | 奥戸 | 向町 |
| | | | 次のA点からG点までを順次結んだ線及びA点とG点を結んだ直線によつて囲まれた区域 A点 下北郡大間町大字奥戸字向町七三に設置された標柱 B点 A点から二八四度三二四メートルの地点 C点 B点から三五三度三二分二〇メートルの地点 D点 C点から一七度六分三二七メートルの地点 E点 D点から一〇度八七メートルの地点 F点 E点から一九〇度八分二六二メートルの地点 G点 F点から一二二度一分一八〇メートルの地点 次のH点からL点までを順次結んだ線及びH点とL点を結んだ直線によつて囲まれた区域 H点 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸四三八に設置された標柱 |

| | | | |
|--------------|------------------------------------|--|------------------|
| 県道 鶴ヶ坂千刈線 | 青森市大字戸門字土筆山二四の一から青森市大字新城字山田二二二の一三五 | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜横沢町字野宮一〇二まで 八戸市大字尻内町字松森四五の一から八戸市大字尻内町字泉沢二九の一〇二まで 三戸郡五戸町大字上市川字明神平四四の七から三戸郡五戸町大字上市川字家ノ後一〇の一まで | 一五・三・四 一五・三・五 |
|--------------|------------------------------------|--|------------------|

青森県告示第七百五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び弘前県県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

長崎急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。
標柱を設置した土地の表示

| 標柱番号 | 市町村名 | 大字名 | 字名 | 地番 |
|------|------|--------|----|------|
| 一 | 黒石市 | 山形町 | | 二〇四 |
| 二 | " | 柵ノ木一丁目 | | 一〇〇 |
| 三 | " | " | | 九四 |
| 四 | " | " | | 八三 |
| 五 | " | " | | 七六 |
| 六 | " | 柵ノ木二丁目 | | " |
| 七 | " | " | | 七一の一 |
| 八 | " | 柵ノ木一丁目 | | 一〇五 |
| 九 | " | " | | 一四二 |
| 十 | " | " | | " |

| | |
|-----|---|
| 小奥戸 | I点 H点から二九〇度一四〇メートルの地点 J点 I点から三四六度二分五九七メートルの地点 K点 J点から七五度一五分八五メートルの地点 L点 K点から一五八度二分四五一メートルの地点 |
|-----|---|

青森県告示第七百五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、昭和五十二年三月二十六日青森県告示第二百九号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び弘前県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号を次のように改める。

一 北山二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱六号を結んだ線は国道七号左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

| 標柱番号 | 市町村名 | 大字名 | 字名 | 地番 |
|------|---------|-----|----|-------|
| 一 | 南津軽郡大鰐町 | 大鰐 | 前田 | 八の二 |
| 二 | " | " | 北山 | 七九の三 |
| 三 | " | " | " | 七九の四 |
| 四 | " | " | " | 七九の五 |
| 五 | " | " | " | 六四の二六 |
| 六 | " | " | " | 六八の一〇 |

青森県告示第七百五十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、平成三年三月十一日青森県告示第四百十三号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示

する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び十和田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号を次のように改める。

一 天神林三号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱六号と標柱七号を結んだ線は町道川向天神林線右側官民地境界線とし、標柱十一号と標柱十二号を結んだ線は県道七戸十和田湖線左側官民地境界線とし、標柱十五号と標柱十六号を結んだ線は一級河川高瀬川右岸官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

| 標柱番号 | 市町村名 | 大字名 | 字名 | 地番 |
|------|--------|-----|-----|----------|
| 一 | 上北郡七戸町 | | 七戸 | 三三三二の四 |
| 二 | " | | " | 三五三の二 |
| 三 | " | | " | 三五四の六 |
| 四 | " | | " | 三五五の一 |
| 五 | " | | " | 三五七の六 |
| 六 | " | | 天神林 | 八の九 |
| 七 | " | | " | 国調筆界未定 |
| 八 | " | | " | 国調筆界未定 |
| 九 | " | | " | 二九の二 |
| 十 | " | | " | 二九の二 |
| 十一 | 向田 | | " | 二九の二 |
| 十二 | " | | " | 二九の二 |
| 十三 | " | | " | 二九の二 |
| 十四 | " | | " | 二九の二 |
| 十五 | " | | " | 一の六 |
| 十六 | " | | " | 一の六 |
| 十七 | 七戸 | | 七戸 | 三三三二の二地先 |

青森県告示第七百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、東北都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十五年十一月十八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

東北町

二 都市計画事業の種類

東北都市計画下水道事業（東北町公共下水道）

三 事業施行期間

平成八年八月二十八日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十三年三月三十日青森県告示第二百二十号）

の事業地のうち東北町字内蛭沢道ノ上、字内蛭沢坂ノ下及び字乙供を削る。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十三年三月三十日青森県告示第二百二十号）

の事業地に東北町字内蛭沢坂ノ下及び字柳沢を加える。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十五年十一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人森林・環境サポート大畑

三 代表者の氏名

塚 孝悦

四 主たる事務所の所在地

下北郡大畑町大字大畑字庚申堂六九の三

五 定款に記載された目的

本法人は、大畑町及び周辺市町村民に対し、現在危機的な状況にある自然環境の保全、生態系の維持、並びに持続可能な循環型環境社会の構築を目指し、環境教育事業、自然環境についての研究調査及び啓発に関する事業及び雇用の場の創出に関する事業を行い、もって地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十五年十一月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森IT&Sクラブ

三 代表者の氏名

阿部 一能

四 主たる事務所の所在地

青森市第二問屋町四丁目一の一〇三〇

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第百一号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年十一月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中、

「第四十四条 記号式投票による選挙における投票の記載方法」を

「第四十四条 記号式投票による選挙における投票の記載方法

第七章の二 期日前投票（第四十四条の二 第四十四条の四）

第四十四条の二 投票箱等の保管

第四十四条の三 投票箱等の送致

第四十四条の四 投票箱等の点検

第二十三条第二項中「投票所」の下に「（）期日前投票所を含む。次条第二項において同じ。」を加える。

第二十五条第一項中「及び知事の選挙の不在者投票」を「並びに知事の選挙の期日前投票及び不在者投票」に改め、同条第三項中「郵便」を「郵便等」に改める。

第三十二条中「及び投票立会人全員」を「及び投票立会人」に改める。

第三十五条第三項中「市町村」を「市町村以外の市町村」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 期日前投票

（投票箱等の保管）

第四十四条の二 投票管理者は、市町村委員会に投票箱等を送致するまでの間、当該投票箱等を厳重に保管しなければならない。

2 市町村委員会は、投票管理者から投票箱等の送致を受けた場合には、選挙の期日に開票管理者に送致するまでの間、当該投票箱等を厳重に保管しなければならない。

（投票箱等の送致）

第四十四条の三 市町村委員会は、投票箱等を開票管理者に送致するときは、第四十九号様式の二に準ずる送致目録を添えてしなければならない。

（投票箱等の点検）

第四十四条の四 市町村委員会は、投票箱等を開票管理者に送致したときは、投票箱の施錠及びそのかぎの封筒の封印の異状の有無及び関係書類について、当該開票管理者の点検を受けなければならない。

第四十五条及び第四十七条中「郵便」を「郵便等」に改める。

第五十条中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改める。

第五十七条中「第四条」を「第七条」に改める。

第六十一条中「第六章（投票）」の下に「第七章の二（期日前投票）」を加える。

第十六号様式中「三 縦覧に供する期間」年 月 日から

年 月 日まで」を「三 縦覧に供する期間」年 月 日から

日」に改める。

第二十五条様式及び第二十六号様式中「縦覧区域」を「縦覧区域（巡回区域）」に改める。

第二十七号様式に注として次のように加える。

注 期日前投票の場合にあつては、投票区名 は 期日

| | |
|---------|--------|
| 前投票所の名称 | 職務を行う日 |
| | とする。 |

第二十八号様式及び第二十九号様式中「巡回区域」を「巡回区域（巡回区域）」に改める。

第三十号様式中「巡回区域」を「巡回区域（巡回区域）」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 期日前投票の場合にあつては、その者が立ち会うべき日を記載すること。

第三十三号様式中「何選挙の投票所」を「何選挙の投票所(期日前投票所)」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 期日前投票の場合にあつては、
投票区名 投票所の名称

は 期日前投票所の名称 とする。

第三十四号様式中「普通投票区」を「普通投票区(普通投票区)」に、「普通投票区」を「普通投票区(普通投票区)」に改める。

第三十五号様式中「何選挙における投票所」を「何選挙における(期日前)投票所」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 期日前投票の場合にあつては、
投票区名 投票所の名称

は 期日前投票所の名称 とし、二以上の期日前投票

所を設ける場合にあつては、
投票区名 投票所の名称

は 期日前投票所の名称 期日前投票所を設ける期間 と

する。

第三十六号様式中「何投票区の投票所」を「何投票区(期日前)投票所」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 期日前投票の場合にあつては、投票区名の欄を削り、

投票所の名称 は 期日前投票所の名称 とする。

第三十七号様式及び第三十八号様式中「何投票区投票所」を「何投票区(期日前)投票所」に改める。

第四十号様式中

投票所 を 投票所(期日前投票所) に改める。

第四十二号様式中

郵便 を 郵便等に 改める。

第四十四号様式中「普通投票区投票所」を「普通投票区投票所(期日前投票所)」に改める。

第四十九号様式の次に次の様式を加える。

第四十九号様式の二(第四十四条の三関係)

何選挙投票箱等送致目録

- 投票箱 個
- 投票箱のかぎ 個
- 選挙人名簿(抄本) 冊
- 期日前投票所投票録 冊
- 添付書類

1 代理投票処理簿 冊

2 仮投票調書 冊

3 宣言書 冊

右のとおり送致します。

年 月 日

開票管理者 氏 名 選挙管理委員会委員長 氏 名

第六十二号様式中

を 冊 に改める。

附 則

この規程は、平成十五年十二月一日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十八日

青森県公安委員会委員長 榎 引 利 貞

| 遊技機の種類 | 型 式 名 | 製造業者又は輸入業者名 |
|---------|-----------------|------------------|
| ぱちんこ遊技機 | CRデカインカNK | 株式会社銀座 |
| " | CR森の石松K | 株式会社メーシー販売 |
| " | CRイルナボンバーV | 株式会社サンセイアールアンドデイ |
| " | CRイルナボンバーM | " |
| " | CR・木枯し紋次郎AJ | 株式会社平和 |
| " | CRウインターコレクションJX | 株式会社エース電研 |
| " | CRドレミ天国FN | 株式会社大一商会 |
| " | CRドレミ天国HN2 | " |
| " | CRサイボーグ009MC | 株式会社ニューギン |
| " | CRE コレクションCT | マルホン工業株式会社 |
| " | CR力也M | " |

| | | | |
|---|--------------------|---------------|--------|
| " | 回胴式遊技機 | ウミニバンR | 山佐株式会社 |
| " | トリブルクラウン 30R | 清龍ゲームジャパン株式会社 | 株式会社三共 |
| " | スーパークルーズ | ベルコ株式会社 | |
| " | CRフィーバークリムゾンフィアSTM | " | |
| " | CRフィーバークリムゾンフィアSTM | | |

雑 報

青森県道路公社公告第一号

みちのく有料道路、青森中央大橋有料道路、青森空港有料道路の身体障害者特別割引措置を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十四条第一項の規定に基づき公告する。

平成十五年十一月二十八日

青森県道路公社理事長 徳 海 晋 一

一 料金の表の備考のイを次のように改める。

次に掲げる自動車（営業用の自動車（割賦契約、長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であつて、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの、外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等をいう。）を除く。）について、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において障害者割引の適用のために必要な事項が記載された身体障害者手帳又は療育手帳により現金で徴収する場合の料金の割引率は、五割以内とする。

二 料金の表の備考のイの(ア)を次のように改める。

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員十人以下のものをいう。以下同じ。）、「貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が四人以上十人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が五百キログラム以下のものをいう。以下同じ。）、「特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が十人以下のものをいう。以下同じ。）又は二輪自動車（総排気量が〇・一二五リットルを超えるものをいう。以下同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等をいう。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約、長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているものをいう。）（身体障害者一人につき一台に限る。）

三 料金の表の備考のイの(イ)を次のように改める。

身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該十五歳未満の者）で、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に規定する障害の級別のうち次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの若しくは同表の上欄に掲げる障害を二以上有し、その障害の総合の程度が同表の下欄に掲げる障害の級別に準ずると認められるもの又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日付け厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度が療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日付け発児第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知）の第三の一の(一)に規定する「重度」に該当するもの（以下「重度障害者」という。）が乗車し、

本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約、長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているものをいう。）（重度障害者一人につき一台に限る。）又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約、長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているものをいう。）（重度障害者一人につき一台に限る。）

四 実施時期

平成十五年十二月一日から実施する。

青森県道路公社公告第二号

第二みちのく有料道路の身体障害者特別割引措置を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十四条第一項の規定に基づき公告する。

平成十五年十一月二十八日

青森県道路公社理事長 徳 海 晋 一

一 料金の表の備考のイを次のように改める。

次に掲げる自動車（営業用の自動車）（割賦契約、長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であつて、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの、外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等をいう。）を除く。について、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づき福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において障害者割引の適用のために必要な事項が記載された身体障害者手帳又は療育手帳により現金又

はハイウェイカードで徴収する場合の料金の割引率は、五割以内とする。

二 料金の表の備考のイの(ア)を次のように改める。

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員十人以下のものをいう。以下同じ。）、「貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が四人以上十人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が五百キログラム以下のものをいう。以下同じ。）、「特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が十人以下のものをいう。以下同じ。）又は二輪自動車（総排気量が〇・一二五リットルを超えるものをいう。以下同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等をいう。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約、長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているものをいう。）（身体障害者一人につき一台に限る。）

三 料金の表の備考のイの(イ)を次のように改める。

身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該十五歳未満の者）で、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に規定する障害の級別のうち次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの若しくは同表の上欄に掲げる障害を二以上有し、その障害の総合の程度が同表の下欄に掲げる障害の級別に準ずると認められるもの又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日付け厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度が療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日付け発児第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知）の第三の一の

(一)に規定する「重度」に該当するもの（以下「重度障害者」という。）が乗車し、本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約、長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているものをいう。）（重度障害者一人につき一台に限る。）又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約、長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているものをいう。）（重度障害者一人につき一台に限る。）

四 実施時期

平成十五年十二月一日から実施する。

正

誤

| | | | |
|---|--|--|-------------------------|
| 平成 二二 二八 号 | | | 発行 年月 日 番 号 |
| 告 示 | | | 区 分 |
| 第 六 〇 七 号 | | | 番 号 |
| 四 | | | ペ ー ジ |
| 上 | | | 段 |
| 三 | 三 | 二 | 行 |
| 昭 和 四 十 七 年 十 二 月 十 五 日 農 林 省 告 示 第 二 千 二 百 八 十 五 号 | 昭 和 四 十 六 年 三 月 十 日 農 林 省 告 示 第 七 百 八 号 | 昭 和 四 十 六 年 三 月 十 五 日 農 林 省 告 示 第 四 百 四 十 八 号 | 誤 |
| 昭 和 四 十 七 年 十 二 月 十 五 日 農 林 省 告 示 第 二 千 二 百 八 十 五 号 に 係 る も の に 限 る。 | | 昭 和 四 十 六 年 三 月 十 日 農 林 省 告 示 第 七 百 八 号 の 一 及 び 二 に 係 る も の に 限 る。 | 削 除 正 |

林
政
課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭